

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

1. 保健医療体制の充実

保健・医療供給体制の整備

事業費・・・19,423千円

担当課・・・健康保険課

公立玉名中央病院では、休日・夜間の診療体制の充実を図り、市民の緊急医療に対する充実を目指します。



公立玉名中央病院

疾病に応じた保健医療対策の推進

事業費・・・85,151千円

担当課・・・健康保険課



予防接種の様子

予防接種法に基づき、乳幼児等に予防接種を実施し、疾病の発生及びまん延を防止します。また、幼児に対しフッ素洗口を行い歯科保健対策に努めます。

2. 保健活動の推進

乳幼児・少年期対策

事業費・・・25,369千円

担当課・・・健康保険課

乳幼児の健診を定期的実施し、発達の遅れ等早期に発見し、療育につなげていきます。

また、妊婦に対し検診費用の助成を行い、産婦に対しては訪問のうえ適切な助言を行い子育てを支援していきます。



乳幼児健診の様子

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

青壮年期・中年期対策

事業費・・・85,066千円

担当課・・・健康保険課

青壮年期・中年期の各種がん検診を実施し、早期発見、早期治療に努め、医療費の削減を図ります。



生活習慣病予防講演会の様子

介護保険給付費・地域支援事業費

事業費・・・5,545,296千円

担当課・・・高齢介護課



いきいきふれあい活動の様子

介護保険給付費:介護や社会的支援が必要な人が、尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを行います。サービス(保険給付)には介護給付と予防給付があります。

地域支援事業:介護予防事業、包括支援事業及びその他の地域支援事業を行うことにより、要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

3. 社会福祉の充実

保育体制の推進

事業費・・・115,516千円

担当課・・・子育て支援課

保育所の保育時間を延長したり、保護者の仕事や疾病等による緊急時に一時保育を行うなど、仕事と家庭の両立と子育てを支援する取り組みを進めています。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童を放課後や夏期休暇等に預かる放課後児童健全育成事業や、子育てのお手伝いをしたい方(お願い会員)と子育てのお手伝いをしたい方(お助け会員)で組織され、お互いに助けたり助けられたりして子育ての相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を行っています。これは、お父さんやお母さんが病気の時や急な残業で保育園や幼稚園の送り迎えを頼みたいときなどに利用できる制度です。預ける場合の利用料金は、1時間当たり、午前7時から午後7時までは600円、それ以外は700円です。



ファミリーサポートセンター事業

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

子育て支援体制の充実と環境整備
事業費・・・126,032千円

担当課・・・子育て支援課

- 地域子育て支援拠点事業 事業費 31,156 千円
 - ・子育て支援センター（子育てネットワーク・市立岱明町「くすの木」・森のひろばログさんち）
 - 小学校就学前の子どもたち親子の交流の場で、子育て情報の提供と保育士の専門的支援を行います。
 - ・つどいの広場（天水子育てホッとルーム・子育てふれあいひろば）
 - おおむね 3 歳までの親子が気軽に集い、子育てに関する相談や情報提供を行います。
- 病児病後児保育事業 事業費 8,480 千円
 - ・集団保育が困難な場合に、専用スペースにて病氣中又は、病氣回復期にある児童を預かります。（レインボールーム）
- 子育て支援短期利用事業 事業費 397 千円
 - ・保護者の病氣などで一時的に養育が困難な場合、宿泊保育を行います。（荒尾市シオン園）
- 地域組織活動育成事業 事業費 150 千円
 - ・家庭児童の健全な育成を図るため、母親等と地域住民との地域活動に助成します。（まろかキッズクラブ）
- 子育て応援団支援事業 事業費 300 千円
 - ・それぞれの地域でさまざまな活動を展開する子育てサークルが集まり、合同で大きな催しや交流を行います。（玉名市子育てハーモニー）
- 乳幼児医療費助成事業 事業費 85,549 千円
 - ・小学校就学前の子どもが、病氣やケガで医療機関にかかった場合、保険医療に係る一部負担金の全額を助成します。

緊急通報体制等整備事業

担当課・・・高齢介護課

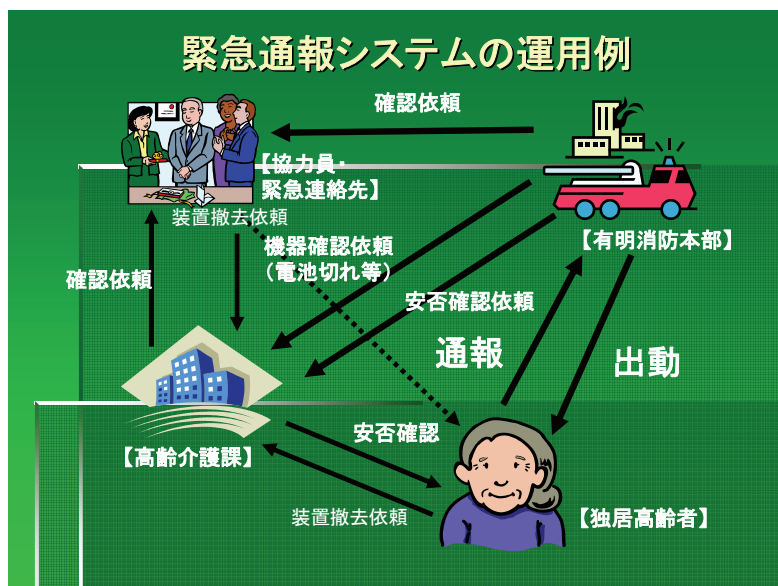
事業費・・・2,494千円

急な発作の恐れのある高齢者などの住宅に緊急通報装置を設置し、装置の「緊急ボタン」若しくは「ペンダント装置のボタン」が押された場合、24時間体制の有明消防本部指令室に通報が入り、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。

◆対象者

- ・おおむね65歳以上の高齢者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人
- ・重度身体障害者のみからなる世帯で急病や災害等の緊急時において適切な措置を確保することが困難な人

(※重度身体障害者とは、障害程度1・2級に該当する者です)



V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

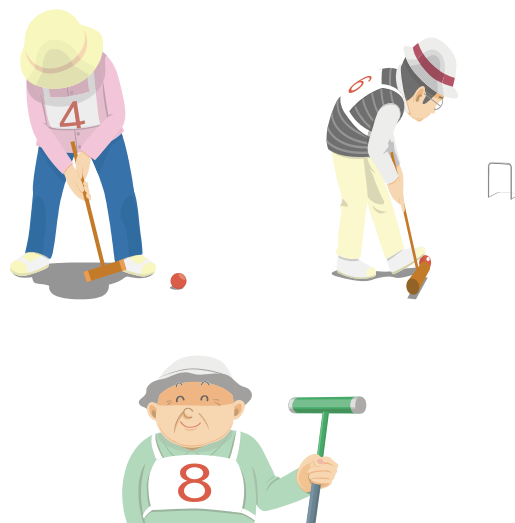
老人クラブ補助金

事業費・・・13,519千円

担当課・・・高齢介護課

玉名市老人クラブ連合会に加入する老人クラブの活動経費に対し、その事業ごとに区分して補助します。

①老人クラブ連合会(自治区老連分)補助金は、各自治区の老人クラブ連合会が実施する特別活動や老人クラブふれあいアンドヘルプ事業の推進活動に対し、②老人クラブが行う健康づくり事業補助金は、自治区クラブ連合会が実施する健康づくりに係る経費に対し、③老人クラブ連合会(本部分)補助金は、玉名市老人クラブ連合会の本部の活動事業に対し、④単位老人クラブ補助金は、原則50名以上で構成する老人クラブの活動経費として、1クラブあたり55,000円を補助します。



高齢者住宅改造給付費

事業費・・・3,964千円

担当課・・・高齢介護課



玄関への手すり設置

介護を必要とする高齢者や障がい者などが居住している住宅を、身体障がいの状況に配慮した仕様(段差解消等)に改造する場合に、その費用の全部又は一部を助成します。

◆対象者

65歳以上の者で、介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方で、その世帯の生計中心者の前年所得税課税額が14万円以下の世帯の方です。

◆助成対象箇所

次の工事が対象となります。

1. 介護保険の対象となる工事
2. 1. 以外の、玄関、廊下、階段、洗面所、浴室、便所、台所、居室など、介護を必要とする人が利用する部分に関する改造工事で、市が認めるもの。

◆助成額

・助成対象となるのは、介護保険対象工事で介護保険の支給限度額(1割の自己負担を含め20万円)を超える部分と、市が認めた改造工事費用の合計額ですが、助成限度額は70万円です。

・助成額は、助成限度額と実際の工事額を比較し、低い額に助成率を乗じて得た額です。

・助成は原則として1住宅につき1回とします。

V. いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

障がいのある人の自立支援体制の充実
事業費・・・968, 595千円

担当課・・・福祉課

障がいのある人の自立を支援するため、障害者自立支援法に基づいて、さまざまなサービスを提供しています。

- ・介護給付事業:障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行う事業。
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援
- ・訓練等給付:身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う事業。
自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助
- ・地域生活支援事業:市が独自に取り組む事業として、地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じてサービスを行う事業。
障がい者相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センター強化、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得・改造助成

その他にも、重度心身障がい者への医療費の助成や、身体障がい者への補装具購入助成なども行っています。

九州看護福祉大学との連携強化
事業費・・・2, 009千円

担当課・・・健康保険課



九州看護福祉大学と協力して健康フェアを開催するなどして、市民に健康全般についての啓発を行います。

健康フェアでのアトラクション

4. 社会保障の充実

生活保護事業
事業費・・・860, 000千円

担当課・・・生活援護課

生活保護制度は、全国民が健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障するため、生活に現に困窮している国民に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、自立の助長を図ることを目的とした国の制度です。

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。